

第 6702 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月15日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 税理士の押印の見直し

**Q** : 4月から申告書や申請書などの税務署に提出する書類の押印が不要になりましたが、税理士の押印はどうなるのですか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

これまで、税理士は①税務代理により申告書等を作成して提出するとき、②税務書類を作成したときは、税務代理等を行った税理士が申告書等に署名及び押印しなければならないとされていました。また、③税務代理により作成した書類が租税の課税標準等に関する申告書や還付金の請求に関する書類であるときは、それに併せて納税者本人が署名及び押印しなければならないとされていました。

しかし、今年度の税制改正でこれら①から③のすべての場合において、税理士や納税者本人の押印は不要となり、それぞれ署名のみが必要となりました。

ちなみに、署名については、これまでから署名の有無は書類の効力に影響を及ぼさないという取扱いになっており、この取扱いについては変更はありません。

このほか、計算事項や審査事項等を記載した書面を提出して申告書を提出するときに必要とされていた税理士の署名及び押印も押印は不要となり、署名だけが必要となりました。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】